

港長公示第 28-104 号

港則法第 37 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 28 年 7 月 25 日

京 浜 港 長



京浜港東京区第 4 区中央防波堤東西水路における航泊の禁止について

京浜港東京区第 4 区東西水路において、海の森水上競技場建設工事等が実施されるため、下記により当該工事に従事する船舶及び港長が許可した船舶以外の船舶の航行及び停泊を禁止する。

記

1 期間

平成 28 年 9 月 1 日から工事完了（平成 31 年 3 月 28 日予定）までの間

2 区域（別図参照）

次のイとロの地点、ハとニの地点をそれぞれ結んだ線及び岸線により囲まれた海面

イ地点	北緯 35 度 36 分 34.2 秒	東経 139 度 49 分 19.3 秒	（岸線上）
ロ地点	北緯 35 度 36 分 21.5 秒	東経 139 度 49 分 16.5 秒	（岸線上）
ハ地点	北緯 35 度 35 分 34.1 秒	東経 139 度 47 分 36.3 秒	（岸線上）
ニ地点	北緯 35 度 35 分 38.1 秒	東経 139 度 49 分 29.5 秒	（岸線上）

3 標識

前記 2 の区域を明示するため、黄色灯付黄色塗標識灯 4 基（4 秒 1 閃光、同期点滅）及び黄色灯付黄色塗灯浮標 11 基（4 秒 1 閃光、同期点滅）が設置される。

4 その他

工事中及び作業船停泊中、前記 2 のイとロの地点、ハとニの地点をそれぞれ結んだ線の付近海域に警戒船が各 1 隻（計 2 隻）配備される。

平成28年9月1日から工事完了まで(平成31年3月28日予定)

別図

